

あなたは  
大丈夫？

# 危険がいっぱい！ インターネットトラブル！

## ■携帯電話・パソコンの不当請求■

### 事例

- 無料動画を見ようと思いきや年齢確認ボタンを押したら突然「登録完了しました。90日間10万円」と表示が出た。



### トラブルを防ぐには!

- 相手事業者に自分から連絡しない。
- 慌ててお金を支払わない。
- 請求内容に疑問、不安を感じたら、すぐに消費生活センターに相談してください。

## ■ネットショッピング■

### 事例

- 届いたらイメージと違っていた。
- 代金を振り込んだのに商品が届かない。
- メールを送っても返事が来ない。



### トラブルを防ぐには!

- ネットでは相手の顔が見えません。価格につられず、よく確かめることが大切です。
- 通信販売は、会社名・責任者名・電話番号・住所の表示が義務付けられています。確認して印刷しておきましょう。
- 「返品不可」と書いてある場合は、不良品以外返品できません。



おかしいな? 困ったな? と思ったら  
1人で悩まず消費生活センターへ



## 坂東市消費生活センター

相談専用 ☎0297(36)2035

受付時間 平日午前9時～正午・午後1時～4時  
場所 岩井臨時庁舎 商工観光課内

土曜日、日曜日、祝日のご相談は  
消費者ホットラインへ

☎0570(064)370